

「第21回 平和市民のつどい」における市民団体コーナーに関する取扱要領

「第21回 平和市民のつどい」における市民団体コーナーに関する必要な事項について、次のとおり取扱要領を定める。

1 趣 旨

東大和市で活躍する平和に関する活動を行う市民団体を紹介することで、自分達の身近にも平和に関する活動をしている人たちがいることを知り、平和意識の高揚を図る。

2 対 象

市内で平和について活動している団体

※活動の有無については、令和6年4月1日以降の活動が確認できるもの（団体規約・団体活動報告書・会報・チラシ等）の提出をもって判断する。

3 日 程

令和7年8月16日（土）16：30～19：00

4 会 場

都立東大和南公園内 平和広場 市民団体コーナー特設テント内

なお、テント内において長机を3台設置し、1団体に長机1台の利用とする。また、一度に出展できる団体は3団体までとし、申請団体が多数の場合は交代制とする。なお、交代については、出展団体において協議し、決定するものとする。

5 実施内容

（1）チラシや会報の配布

（2）関係図書の閲覧

（3）ポスターの掲出

※実施内容について、取り扱う事ができないものは、次に掲げるものとする。

① 宗教的活動を目的としたもの

② 政治的活動を目的としたもの

③ 営利を目的としたもの

④ 中傷または人権もしくはプライバシーを侵害する恐れがあるもの

⑤ 公序良俗に反するもの

⑥ 前各号に掲げるもののほか、市長が掲示することが適当でないと認めるもの

6 申請方法

「平和市民のつどい市民団体コーナー出展申込書」及び団体規約・団体活動報告書・会報・チラシ等、令和6年4月1日以降の活動が確認できるものを東大和市市民生活部市民生活課まで持参か郵送で提出する。

7 申請期間

令和7年7月15日（火）～令和7年7月31日（木）午後5時【必着】

8 その他

（1）宗教的行為及び公序良俗に反する行為等、市のイベントとして相応しくない行動が

あった団体について、市が許可を取り消す場合は、速やかに撤収すること。

(2) 雨天決行とする。また、荒天の場合は、東大和S & D体育館エントランスにおいて、規模を縮小し実施する。

(3) 団体名及び事業に参加している様子を撮影した写真や映像について、東大和市が作成する広報や東大和市のホームページ等に使用されることがあるため、予め了承したうえで申請すること。